

交通事故にあったら



事故などにより負傷した場合の治療は、国民健康保険を使って受けることもできます。使用する場合には必ず、次の手続きを行ってください。

- ①事故発生地の警察署に、事故の発生届出をして下さい。
- ②自動車安全運転センター鳥取県事務所（千代水二丁目／☎(0857)28-6221）に「交通事故証明書」の発給申請をして下さい（用紙はお近くの警察署、交番、駐在所にあります）。
- ③市役所保険年金課（駅南庁舎）または各総合支所福祉保健課国保担当窓口で「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

※届け出は代理人でもできます。

【届け出に必要なもの】

▷国民健康保険証 ▷印鑑(認印) ▷交通事故証明書(後日提出でも可)

■問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 ▷各総合支所福祉保健課(12ページ上記参照)



国民年金保険料とは

国民年金保険料は、世代間の支えあいにより、みなさんの老後の生活の一助になることを目的に設けられている国民年金の大切な財源です。毎月納期内に納めましょう。

★基準日と納期限

月末が基準日で、その時点での被保険者に保険料を納めていただきます。各月の保険料納期限は翌月末日です(金融機関が休日の場合は翌営業日)。

★納める場所は

社会保険事務所、銀行、郵便局およびコンビニでも納めることができます(利用可能なコンビニは納付案内書裏面でご確認ください)。

このほかにも、便利な口座振替があります。納め忘れを防ぐためにも、ご利用をお勧めします。申し込みは各金融機関、鳥取社会保険事務所へ。

また、インターネットやATMを利用し、金融機関などの窓口に出向く必要のない電子納付(Pay-easy)にも対応しています。利用される場合は、各金融機関にお問い合わせください。

★時効って??

各納期限から2年(免除・納付特例などを受けた場合は最長10年まで)が経過すると時効により納めることができなくなりますのでご注意ください。

○社会保険事務所では、毎月第2月曜日に時間延長(午後7時まで)、第2土曜日に開庁(午前8時30分～午後4時)して年金の相談を受け付けていますので、ご利用ください。

※祝祭日などの関係で変更になる場合があります。

■問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

【正】

施設名	所在地	受け入れ年齢	備考
こじか	鹿野町鹿野 583-3	生後57日目～2歳	※3歳未満児のみ 子育て支援センター 一時保育事業
施設名	所在地	土曜午後 開所時間	備考
すくすく	青谷町青谷 604	～18:00	子育て支援センター 一時保育事業 乳幼児健康支援一時 預かり(病後児保育)事業

りです(下線部分)。お詫びして訂正いたします。

花づくり講習会

テーマ 「冬の玄関を彩るフラワーバスケット」
とき 12月14日(水) 午後2時～4時
ところ 福祉文化会館 4階
定員 30人(先着順)
参加費 1500円
申込受付 12月1日(木)～
※筆記用具、エプロンを持参してください。
申込先 鳥取市緑花協会
(市民参画課内) ☎(0857)2013163

特設人権相談所

相談内容は近隣、家族間、職場内でのトラブル、子どもや女性、高齢者に関する困り事などの人権問題全般です。
相談は無料で人権擁護委員が対応し、秘密は固く守られます。
とき 12月20日(火) 午後1時～4時



相談

交通事故相談

ところ さざんか会館(富安二丁目) 問い合わせ先 鳥取地方事務局 人権擁護課 ☎(0857)2212289
相談日 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休み)
ところ 鳥取自動車保険請求相談センター(今町二丁目住友生命ビル3階) ※弁護士による無料相談(要予約)もあります。
問い合わせ先 鳥取自動車保険請求相談センター ☎(0857)2414233